

一般社団法人日本臨床神経生理学会 関連講習会に関する規則

(総則)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）の関連講習会について定める。関連講習会とは、以下の条件をすべて満たす研修会を指す。

- 1) 本学会以外の臨床神経生理学に関する教育機関、施設、団体等が主催するもの。
- 2) 臨床神経生理学分野の知識および技術の習得・向上を目的とするもの。
- 3) 本学会が関連講習会として認定したもの。

(関連講習会の指定)

第2条 関連講習会の指定は、一般社団法人日本臨床神経生理学会関連講習会に関する細則（以下「細則」という）に基づき、教育委員会の推薦を経て理事会の承認を得て行う。その際、認定委員会に関連講習会の新規追加を依頼する。

2. 教育委員会は3年ごとにそれまで認定された関連講習会について認定確認を行い、細則に従ってそれまで提出された報告書とともに継続の認定を審査する。審査結果は教育委員会が推薦し、理事会の承認を得て決定する。

(対象とする領域)

第3条 関連講習会は、講義および実習研修（ハンズオン）を主とし、細則に定める臨床神経生理学に関する疾患・検査等の技能研修として有用な領域を対象とする。

2. 各講習会の企画は主催団体が行い、教育委員会は監督および協力を行うことができる。

(講習会の概要)

第4条 研修会は、原則として合計で1日以上の講義および実習研修（ハンズオン）を含むものとする。

2. 受講者に十分な臨床に即した内容の実習または実習時間を確保する。

(資格・単位との関連)

第5条 関連講習会での研修を行うことで、本学会の本学会の専門・認定医および専門・認定技術師の受験・更新資格単位の付与を得ることができる。

2. 関連講習会での研修歴を、本学会の専門医の受験資格に必要な認定施設での研修歴に換えることができる。

(助成金)

第6条 各関連講習会には、1年に1回、日本臨床神経生理学会より助成金を支給する。

2. 助成金の額は細則に定める。細則に定めた額は、3年ごとの関連講習会認定確認時に妥当性を検討し、変更・維持を教育委員会で検討する。その結果を理事会の承認を得て細則に反映する。
3. 交付を受けた講習会は、実施後2か月以内に細則に従い収支報告を行うものとする。

(改正)

第7条 本規則の改正は、理事会の審議を得たうえで、社員総会の承認を要する。

(規則外事項)

第8条 この規則に定めがなく、講習会の運営上必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附則

本規則は、2025年11月12日より施行する。